

## 「岡山県普通海域管理条例」の一部を改正する条例案に対する

### 県民意見等の募集結果について

令和6年10月16日から令和6年11月16日までの間、「岡山県普通海域管理条例」の一部を改正する条例案について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見等を募集したところ、次の11件のご意見等が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見等ありがとうございました。

〈寄せられたご意見等と県の考え方〉

番号	ご意見等	県の考え方
1	普通海域管理条例は、平成10年に制定されたと記載されています。海は国が管理するものと多くの国民は思っています。なぜ県が条例において管理しているのかについての説明があれば、一部改正案は理解されやすくなると思います。	ご意見を踏まえ、普通海域を県が管理する理由については、今後、県ホームページ等への掲載を検討し、県民の皆様に理解していただけるよう努めてまいります。
2	漁港区域、港湾区域を除くと記載されています。これらの区域での規制の概要が記載されていないため、この一部改正案が適当なのか否かについて、論評しづらいとの印象です。同じなのか、違うのかの説明があればベターです。	港湾区域及び漁港区域においても法令に基づき、普通海域と同様に、全域において船舶の放置等を禁止する方針です。 なお、ご意見を踏まえ、今後はより分かりやすい説明となるよう努めてまいります。
3	公布が3月下旬、施行が7月1日（予定）とされています。約3か月の周知期間とする趣旨と理解しますが、7月1日に限定しなくてもよいのではないかと思います。啓発を実効性あるものにするには、令和7年7月7日や海の日（ハッピーマンデー）も含めて検討していただきたいと思います。	国・県・市等の関係機関で組織する岡山県プレジャーボート対策推進会議において、放置等禁止区域の指定予定日を7月1日とすることで合意形成されたところでありますので、現時点では施行日を変更することは考えておりません。
4	岡山県ホームページで「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を見ました。多くのパブコメが寄せられたそうです。関連がありそうなので、条例の施行	条例の施行にあたっては、岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画も参考にしながら運用を検討してまいります。

	の運用通知について検討してみたいと思います。	
5	県庁トップページの新着情報で、「おokayamaゴミ退治大作戦」が実施中とあります。協働、共同、協同もご検討していただきたいと思います。	普通海域を保全・管理する監理課は、おokayamaゴミ退治大作戦を実施する岡山県海ごみ対策連絡調整会議の構成員となっており、引き続き、協働、共同、協同して、おokayamaゴミ退治大作戦を進めてまいります。
6	罰則が設けられる案となっていますが、熟慮が必要です。過料も含めての検討をお願いします。罰金、過料は罰則の種類です。地方自治法の条例に基づく過料であれば、国ではなく県の歳入となります。手続きなどを比較し、罰金オンリーではない、幅広い検討をしていただきたいと思います。「地方自治法過料」での検索をお勧めします。	罰則に関しては、現条例や他法令に規定している罰金の金額との均衡を考慮した上で、5万円を超える金額を罰則として定めることを検討しています。条例で定めることができる過料は5万円までであることから、過料ではなく罰金として定めることとしています。
7	放置等禁止区域指定方針図の配色が分かりにくいとの印象です。守備範囲を明確にするため、工夫をしていただきたいと思います。	ご意見を踏まえて、今後はより分かりやすい説明となるようにしてまいります。なお、配色につきましては、今後、見直すことを検討してまいります。
8	私は40年前より、岡山港のフェリー乗り場の北側の船だまりに船を係留しています。船だまりに検査切れの船があれば船に乗る意志がないので、県が撤去通知を出し、期限内に撤去しなければ、県が撤去し費用は船の持ち主に請求すればよい。	所有者が判明している放置船舶については、是正指導等の行政指導により、粘り強く説得を試み、従わない場合には、条例に基づく警告や移動命令を行います。移動命令に従わない船舶所有者に対しては、海上保安部への取締り要請や行政代執行法に基づく代執行を行うこととしています。また、行政代執行法に基づき県が撤去した場合には、撤去に要した費用を船舶の所有者に請求します。
9	船だまりに係留している船の持ち主は検査毎(3年毎)に係留代として県に月1000円(3年/36000円)程度県に支払う。係留代で船だまりの整理・整頓・検査切れ船の監視等をシルバーの仕事にしてもらえばよい。	改正条例では、係留保管により普通海域を占用する場合は、占用料を徴収することとしています。当該占用料や係留代を活用しながら、普通海域の保全及び適正な利用を図ってまいります。

10	<p>河川等に個人で係留場所を設置している所がそのまま放置されているが、それも設置者に撤去してもらえばよい、設置者の費用で。</p> <p>旭川にはかなりの係留跡があるが誰が係留していたかわかるのか？</p>	<p>放置されている係留施設については、原則、所有者や利用者の責任において適切に撤去されるべきであり、行政指導等により適切な管理及び処分を促すこととしております。</p>
11	<p>一律に徴収されるのは、本意ではありません。</p> <p>数十年来、クラブとして係留を管理しており、また、何らの庇護も受けておりません。</p> <p>放置艇の一掃にはもちろん賛成ですが、自治的に管理している艇まで一律徴収対象となると、プレジャーボートを含めた活発な県民生活は、成り立たないのではと、危惧いたします。</p> <p>また、徴収されるのであれば、一般大衆のレジャーの許す範囲内の額にならなければ、一般大衆の生活向上にならなくなると思われます。</p> <p>以上、ぜひともご考慮願います。</p>	<p>秩序ある水域利用のために各水域管理者が放置艇に対する規制の強化に取り組んでいるところであり、全ての利用者の方に適正な手続きと費用負担をいただくこととしておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。なお、普通海域管理条例で許可対象とする係留保管にかかる占用料は、既に占用許可の対象としている「工作物設置」の占用料と同額とすることを検討しております。</p>